

番 号 : 141190

国 名 : キューバ

担当部署 : 農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名 : 中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト (チーフアドバイザー業務/種子生産技術/種子収穫後処理技術)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー業務/種子生産技術/種子収穫後処理技術
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年3月下旬から2016年5月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 9.50M/M、合計 10.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	整理期間
5日	240日	4日	45日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月12日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	稲種子生産技術に係る各種業務
対象国/類似地域	キューバ/全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :

6. 業務の背景

キューバでは、主食である米の一人当たりの年間消費量は約60kgである。しかし、国内生産量は需要を満たしておらず、2009年の米の自給率は約36%（推計値）であり、残り64%を輸入に頼っている。このため、米を増産し輸入量を減少させ、自給率を高めることが、キューバ政府の重要政策の一つとなっている。

我が国は、稲作面積の4割を占める中央地域5県における小規模稲作の生産性向上を目的とする協力の要請を受け、2003年10月から2006年2月まで、開発調査「中央地域における持続的稲作技術開発計画調査」を実施し、中部地域5県における持続可能な自由流通米の生産改善を実現するための開発計画の基本方針及び同計画を構成するアクションプランが策定された。同開発調査では、自由流通米生産における証明種子の利用率が約27%（2003年）と少なく、生産拡大を図るためには地域特性に適した優良品種の導入が急務であり、その導入は米の増産という課題に対し速効性が期待できるとされた。また、自由流通米用の種子認証制度の改善の必要性が提言された。

同開発調査の提言を受け、2008年3月から2010年11月にかけて実施された技術協力プロジェクト「自由流通米証明種子の生産システムの強化プロジェクト」では、中部地域5県で、7トンの登録種子を生産する等プロジェクトの目標を達成した。しかしながら、より多くの稲作農家で証明種子が利用されるようにするため、登録種子の生産量の拡大と、種子生産農家の種子栽培技術能力向上、及び、生産された証明種子が一般生産農家に届くまでの一連の流れを改善することが次の段階の課題となっていた。

かかる状況下、キューバ政府より「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト（以下、本プロジェクト）」が要請され、我が国は2012年4月より4年間の計画で技術協力プロジェクトを実施している。日本からはこれまで長期専門家（チーフアドバイザー/種子生産技術/種子収穫後処理技術[2012年4月～2014年12月]、業務調整[2012年4月～2014年4月][2014年7月～2016年4月]）と、短期専門家（普及/普及教材作成[2012年6月～2012年12月]、農業普及[2014年9月～2014年12月]）が派遣され、登録種子と証明種子の生産量増加、リーダー種子生産者の生産技術向上、種子検査員の技術向上に取り組むとともに、普及分野においてはC/P機関の穀物研究所を中心とした普及体制の整備を行ってきた。

本専門家は、チーフアドバイザー業務/種子生産技術/種子収穫後処理技術の専門家として、前任者の業務を引き継ぎ、2016年4月のプロジェクト終了まで、プロジェクト全体の運営管理を行うとともに米種子生産技術及び収穫後処理技術の向上にかかる助言・指導を行うことが求められる。

7. 業務の内容

本業務は、プロジェクト全体の運営管理を行うとともに、C/P及び他のプロジェクト専門家と協働で、米種子生産技術及び収穫後処理技術の向上にかかる助言・指導を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015年4月上旬）

- ①プロジェクト関係資料（実施運営総括表、合同調整委員会ミニッツ、専門家業務完了報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②キューバにおける米種子生産技術及び収穫後処理技術に関する必要な情報を収集・分析し、キューバにおける米種子生産の現状と課題、動向を把握する。
- ③第1次現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するため、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプランに取りまとめ、JICA農村開発部へ提出し、説明する。

（2）第1次現地派遣期間（2015年4月中旬～2015年12月中旬）

- ①キューバを所管するJICAメキシコ事務所及びキューバのプロジェクト関係者に対して、ワークプランを説明し、業務工程及び方針について詳細を打合わせる。また、必要に

応じてワークプランの修正を行う。

②C/P及び他の日本人専門家と協力し、以下の活動を行う。

- ア) チーフアドバイザーとしてプロジェクトの進捗、課題等全般を把握し、プロジェクトの活動が円滑に実施されるよう運営管理を行う。
 - イ) Project Design Matrix (PDM)、Plan of Operation (PO) に基づいて活動の実施管理およびモニタリングを行い、必要に応じてPDM及びPOの見直しを提案する。
 - ウ) プロジェクト運営管理全般に関して企画・計画立案（専門家派遣、研修、機材供与、在外事業強化費執行、ローカルコスト負担等）及び投入の計画的執行管理を行う。また、同計画の修正を行う必要が生じた場合、C/P機関、JICA農村開発部及びメキシコ事務所と協議を行い、計画の修正を行う。
 - エ) 合同調整委員会（JCC）への参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき、報告、協議、及び確認を行う。
 - オ) 事業進捗報告書（四半期毎）を遅延なく作成・提出する。
 - カ) JICA農村開発部が実施予定の終了時評価調査に対して、適切な情報提供や便宜供与を行う。
 - キ) 種子生産技術の専門家として、C/P機関が実施する種子生産に関する各種セミナーの支援を行う。
 - ク) 中部地域5県の種子農家の圃場に設置する展示圃場の整備や圃場でのセミナーについて、技術的な指導と助言を行う。
 - ケ) 種子収穫後処理技術の専門家として、プロジェクトで策定した生産設備整備計画に基づく収穫後処理施設の整備についての支援、及び技術的な指導と助言を行う。
- ③現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、プロジェクト及びJICAメキシコ事務所に提出し、報告する。

(3) 国内作業期間（2015年12月下旬～2016年3月上旬）

- ①第1次現地業務結果報告書をJICA農村開発部へ説明のうえ、提出する。
- ②第2次現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するため、現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプランに取りまとめ、JICA農村開発部へ提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間（2016年3月上旬～2016年4月中旬）

- ①キューバを所管するJICAメキシコ事務所及びキューバのプロジェクト関係者に対して、ワークプランを説明し、業務工程及び方針について詳細を打合わせる。また、必要に応じてワークプランの修正を行う。
- ②C/P及び他の日本人専門家と協力し、以下の活動を行う。
 - ア) チーフアドバイザーとしてプロジェクトの進捗、課題等全般を把握し、プロジェクトの活動が円滑に実施されるよう運営管理を行う。
 - イ) Project Design Matrix (PDM)、Plan of Operation (PO) に基づいて活動の実施管理およびモニタリングを行う。
 - ウ) 事業進捗報告書（四半期毎）を遅延なく作成・提出する。
 - エ) プロジェクト終了にあたり、プロジェクトの成果及びC/P機関への提言等を取りまとめ、関係機関への報告、協議を行う。
 - オ) 種子収穫後処理技術の専門家として、収穫後処理施設の運用、メンテナンスについて技術的な支援を行う。
 - カ) C/P及び他のプロジェクト専門家と協力し、プロジェクト事業完了報告書を作成する。
- ③現地業務結果報告書（和文・西文）を作成し、プロジェクト及びJICAメキシコ事務所に提出し、報告する。

(5) 帰国後整理期間 (2016年4月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文) 及びプロジェクト事業完了報告書 (和文) を完成させ、JICA 農村開発部に提出し、業務結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (4) 専門家業務完了報告書とする。

報告書・成果品等	言語、提出方法
(1) ワークプラン 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。	和文3部：JICA農村開発部、メキシコ事務所、プロジェクト 西文3部：メキシコ事務所、プロジェクト[2部]
(2) 現地業務結果報告書 業務の具体的内容、業務の達成状況等を記載	和文3部：JICA農村開発部、メキシコ事務所、プロジェクト 西文3部：メキシコ事務所、プロジェクト[2部]
(3) プロジェクト事業完了報告書	和文3部：JICA農村開発部、メキシコ事務所、プロジェクト 西文3部：メキシコ事務所、プロジェクト[2部]
(4) 専門家業務完了報告書 記載項目： ①業務の具体的内容 ②業務の達成状況 ③業務実施上遭遇した課題とその対処 ④残された課題、その他	和文2部：JICA農村開発部、メキシコ事務所 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒ (直行もしくは北米経由) ⇒メキシコシティ⇒ハバナ⇒メキシコシティ⇒ (直行もしくは北米経由) ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定していますが、ある程度の調整は可能です。

第1年次現地派遣 2015年4月中旬～2015年12月中旬

第2年次現地派遣 2016年3月上旬～2016年4月中旬

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー／種子生産技術／種子収穫後処理技術 (本専門家)
- ・業務調整 (長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/cuba/001/index.html>)
 - ・プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/EC5A46807AADFA58492579200079DFF8?OpenDocument&pv=VW02040104>)
 - ・プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000006575>)
- ②本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8420) にて配布します。
 - ・事業進捗報告書
 - ・中間レビュー報告書（スペイン語）
 - ・中間レビュー調査報告書（和文ドラフト）
 - ・長期専門家及び短期専門家の業務完了報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上